新座市長 様

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費 5年 4月~ 令和 5年 6月分請求用】

| 女 | 女 | 村 | 中 | サ | ナ | お当然む田書ふめはい 私は、

請求期間は毎年4月中旬、7月中旬、10月中旬及び翌年1月中旬の年4回です。 のとおり

なお、 各請求月の前3か月を請求期間として記入してください。 1 (例:請求時期が4月の場合:1月~3月分、請求時期が7月の場合:4月~6月分)

2

- 3 利用料の支払い状況を新座市が対象施設に確認すること。
- 課税状況を新座市が確認すること。

1 施設等利用給付認定子どもの保護者(請求者)

フリガナ	ニイザ タロウ	認定		生年月日 昭和〇〇 年 〇 月 〇 日
氏 名	新座 太郎 *償還払いの振込先は請求者名義の口座です	子 ど と の 続 柄	父	現 〒352-8623 住 新座市野火止1-1-1 雨 電話: 048-00-00

施設等利用給付認定通知書に記載されている認定番号を記入してください。 2 認定子ども(認定子どもごとに

<u> </u>	/U/L J		<u> </u>					_						
フリ	ガナ	ニイザ 1	イチロウ	認	定	種	別		■第2号		□第3	3号		
п.	Þ		一郎	認	定	番	号	7	7	*	 〈不明の [‡]	場合は3	空欄で	き可
14	石	利燈	ባኋ	生	年	月	日		令和元年	8	月	3	1	日

太枠内をよくお読みいただき、該当する内容を記入してください。 3 償還払いの割

区分											
□継続	金	融機関名)	預金種目	■普通				□当座		
■新規	銀行	信用金庫	(\$ JE	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
□変更	農協	・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)			ニイ	ザ	ハナ	· コ	•

前回の請求と同じ口座を希望する場合は「継続」にチェックしてください**(口座情報の記入及び写しの添付は不要です。)**。 初めて口座登録をする方又は登録済みの口座情報を変更をする方は**振込先金融機関口座確認書類**を添付してく<mark>じ</mark>ざい。 ※振込先口座は児童ごとに登録するため、既にきょうだいで登録がある場合でも初めて請求する場合は「新規」を選択してください。 可能な限り前回の請求と同じ口座としていただきますよう、御協力をお願いいたします。

【重要】請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任事項を記入してください。

委任事項

次の者を代理人と定め、施設等利用費の受領権限を委任します。

代理人 所 新座市野火止1-1-1

> 新座 花子 氏 名

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日 令和 5 年 ○ 月 ○ 日

請求者と口座名義人が異なる場 合は左記のとおり委任事項を記 入してください。

振込先金融機関口座確認書類(次のいずれかのコピーを添付してください。)

※必ずお名前と口座番号が確認できる

ページのコピーを添付してください。

総合口座 お名前 店番号

※ゆうた・鉛行の担合 ・ 温能目囲まて 部まゆうちょ銀行の場合、通帳下部に例のような表示がされますので、

分) ご参照の上、記入してください。 (例)

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は **※**オ

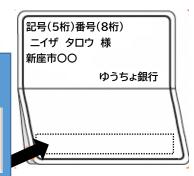
合は次の内容をご指定ください

のル

L١,

座★【店名】一九八 (読み イチキユウハチ)

【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456



ゆうちょ銀行口座

<裏面も記入してください>

4 利用した認可外保育施設・ベビーシッター・一時預かり事業・病児保育事業等を記入してください。 *①~④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記入してください。

	フ	リガ	ナ	ニイザホットプラザホイクシッ			初可从但去提到		が 1ぎ、- マ/ い
①	施事	設業	· 名	にいざほっとぷらざ保育室	サービス区分		事業所内保育		ベビーシッター 一時預かり保育 子育て援助活動
	所	在	地	埼玉 都道 新座 町村			その他(ш.	
	フ	リガ	ナ	ニイザタイヨウホイクエン				_	
2	施事	設業	名	にいざ太陽保育園	サービス区分		認可外保育施設 事業所内保育 病児保育	-	ベビーシッター 一時預かり保育 子育て援助活動
	所	在	地	埼玉 都道 新座 町村			その他(ш -	丁月 [1及功](自到)
	フ	リガ	ナ						
3	施事	設業	· 名		サービス区分		事業所内保育	<u> </u>	ベビーシッター 一時預かり保育 子育て援助活動
	所	在	地	都 道 市 区 府 県 町 村			その他(ш -	丁月(1及50八百到)
	フ	リガ	ナ				到可见/日本提到		0°18 27 b
4	施事	設業	· 名		サービス区分		事業所内保育	<u> </u>	ベビーシッター 一時預かり保育 子育て援助活動
	所	在	地	都 道 市 区 府 県 町 村				ш.)

5 施設・事業利用費の償還払い請求の内訳を記入してください。

*下記の利用料とは、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼支援提供証明書」に記載された「特定子ども・子育て支援利用料」のことをいい、**日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等を除いたものです。**

利用年月		認可外保育が に支払った 利用料合計 (a) ※2 ※	き 額	ベビーシッター 一時預かり事業 病児保育事業等に 支払った 利用料合計額 (b)※2		支払額合計 (c=a+b)		月額上限額 (d) ※4		請求額 (cとdの金額の低い方を 記入)		
①令和	5年	4月	35,000	円		円	35,000	円	37,000	円	35,000	円
②令和	5年	5月	35,000	円	5,000	円	40,000	円	37,000	円	37,000	円
③令和	5年	6月	35,000	円		円	35,000	円	24, 666	円	24, 666	円

- ※2 <u>上記で記入した利用料合計額を施設・事業に支払ったことを証明する</u>書類(特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼支援提供証明書)を添付してください。
- ※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(小数点以下の端数がある場合は切り捨て)
- ※4 月額上限額は、施設等利用給付第2 月途中で認定期間が終了する又は です。(小数点以下の端数がある[‡] 37,000円×20日÷30日≒24,666円が上限額(d)となります。
 - ・月途中で認定期間が終了する場合
 - または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始される場合、
 - または別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入日からの日数÷その月の日数